

愛媛大学寄附講座及び寄附研究部門規程

平成16年 4月 1日
規則第 53号

(趣旨)

第1条 愛媛大学(以下「本学」という。)における寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)の実施については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して、本学の主体性の下に設置及び運営し、もって本学の教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。
- (2) 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。
- (3) 部局 学部、研究科、学環、医学部附属病院、機構、先端研究院、イノベーション創出院、学術支援センター、産学連携推進本部、知的財産本部、地域専門人材育成・リカレント教育支援センター、防災情報研究センター、地域協働センター西条、地域協働センター南予、地域協働センター中予、地域共創研究センター、四国遍路・世界の巡礼研究センター、俳句・書文化研究センター、埋蔵文化財調査室、デジタル情報人材育成・リスクリングセンター、データサイエンスセンター、総合情報メディアセンター、沿岸環境科学研究センター、地球深部ダイナミクス研究センター、プロテオサイエンスセンター、アジア古代産業考古学研究センター、宇宙進化研究センター、南予水産研究センター、紙産業イノベーションセンター、先端農業R&Dセンター、食品健康機能研究センター、ミュージアム及び総合健康センターをいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出があったときは、寄附者が明らかとなるような字句を付加することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、寄附講座等の設置に係る経費等の寄附の申込みがあった場合において、当該寄附講座等の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、当該部局の教授会又はそれに代わる機関(機構に属する部局にあつては、加えて当該機構の教授会に代わる機関、先端研究院又はイノベーション創出院に属する部局にあつては、加えて当該院の教授会に代わる機関)の議を経て、その設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 寄附申込書(別紙様式第1号)

(2) 寄附講座等の概要(別紙様式第2号)

(3) 担当教員の履歴書(別紙様式第3号)及び就任承諾書(別紙様式第4号)

(設置の決定)

第6条 学長は、前条の申請があったときは、当該寄附講座等の設置を決定することができる。

(設置の通知及び報告)

第7条 学長は、寄附講座等の設置を決定したときは、その旨を速やかに当該部局長に通知し、国立大学法人愛媛大学教育研究評議会に報告するものとする。

(存続期間等)

第8条 寄附講座等の存続期間は、原則として、2年以上5年以下とする。ただし、特に必要があると認める場合は、これを更新することができる。

2 更新する場合の手続は、設置の手続に準じて行うものとする。

(成果の公表)

第9条 部局長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該寄附講座等における教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(寄附講座等の構成)

第10条 寄附講座等は、少なくとも教授、准教授又は講師相当者及び准教授、講師又は助教相当者で構成するものとする。ただし、本学の兼任教員のみで構成することはできない。

(寄附講座等教員)

第11条 寄附講座教員及び寄附研究部門教員(以下「寄附講座等教員」という。)は、特定職員、有期契約職員及び招へい教員とする。

2 寄附講座等教員の名称は、特定職員又は有期契約職員である教員の学内外での呼称に関する申合せのとおりとする。

3 寄附講座等教員の選考は、国立大学法人愛媛大学教員選考に関する規程に準じて行うものとする。

4 第1項の招へい教員に関し必要な事項は、愛媛大学招へい教員規程に定める。

(寄附講座等教員の職務)

第12条 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(経費の受入れ等)

第13条 寄附講座等の設置に係る経費の寄附は、寄附講座等が存続する全期間に必要な経費の総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の経費は、国立大学法人愛媛大学寄附金取扱規則の定めるところにより、寄附金として受け入れ、経理するものとする。

(内容等の変更)

第14条 寄附講座等の内容等を大きく変更しようとする場合の手続は、設置の手続に準じて行うものとする。

(特許等の取扱い)

第15条 寄附講座等教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人愛媛大学知的財産権規程の定めるところによる。ただし、寄附講座等教員で寄附者から出向している者が行った発明に係る特許等の取扱いについては、本学と寄附者が別途締結する契約等によるものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の設置及び運営に関し必要な事項は、部局長が定め、学長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年６月２１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年７月１日から施行する。

別紙様式第1号

寄 附 申 込 書

年 月 日

愛媛大学長 殿

寄 附 者

住 所

氏 名

(法人にあっては、代表者の職・氏名)

下記のとおり寄附講座等の設置に係る経費等の寄附を申し込みます。

記

1 寄附講座等の名称

2 設置目的

3 設置期間

4 寄附講座等の運営経費等

(例) 寄附講座等の運営に必要な一切の経費等(教員の給与、研究費、旅費、研究設備等)を寄附金により負担する。

5 寄附金額 総額 円

6 寄附の方法

別紙様式第2号

寄 附 講 座 等 の 概 要

- 1 部局名
- 2 寄附講座等の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附予定額(施設設備等を併せて寄附する場合はその概要)
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当予定教員名及び職名
- 10 寄附講座の教育研究領域の概要(カリキュラムを含む。)
(寄附研究部門にあつては、研究目的及び研究課題)
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

履 歴 書

ふりがな			年度末年齢
氏 名			歳
現 職	勤 務 先	所 属	職 名

学 歴 【高等学校・高等専門学校・専門学校等・短大・大学・大学院】						
西暦年	月	～	西暦年	月	学校等名称 (学校、学部、研究科、専攻等)	修了 区分
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				

学 位			
西暦年	月	学位名	取得学校名

免許・資格・試験等			
西暦年	月	名称（認定機関名）	免許等登録番号

職 歴 （研究等を中断していた期間（育児休業、介護休業等）を含む）						
西暦年	月	～	西暦年	月	所属組織名 (部課名まで)	職名
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				

西暦年	月	学会及び社会における活動歴

西暦年	月	賞 罰

※過去に学生に対するセクシュアルハラスメント・性暴力等を原因として懲戒処分若しくは分限処分を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を必ず記入すること。

旧氏名・通称での業績がある場合は、旧氏名・通称（ふりがな）を記載	
----------------------------------	--

（備考） 1. 行数が足りない場合は追加ください。
2. 行の高さ及び幅は自由に調整ください。

（採用となった場合）
本書類の記載内容については事実に相違なく、虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となり得ることについて了承します。

年 月 日 氏名 (自署)

別紙様式第4号

就 任 承 諾 書

年 月 日

愛媛大学長 殿

氏 名

私は、愛媛大学〇〇〇〇〇寄附講座(寄附研究部門)担当の教員として 年
月 日から就任することを承諾します。